

令和 6 年第 5 回辰野町議会定例会会議録（1 日目）

1. 招集告示年月日 令和 6 年 8 月 26 日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和 6 年 9 月 2 日 午前 10 時 00 分
4. 議員総数 14 名
5. 出席議員数 14 名

1 番	古 村 幹 夫	2 番	松 澤 千代子
3 番	栗 林 俊 彦	4 番	吉 澤 光 雄
5 番	牛 丸 圭 也	6 番	小 澤 睦 美
7 番	向 山 光	8 番	樋 口 博 美
9 番	高 木 智 香	10 番	林 政 美
11 番	本 田 光 陽	12 番	小 林 テル子
13 番	津 谷 彰	14 番	舟 橋 秀 仁

6. 会議事項

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 令和 5 年度辰野町一般会計決算
- 日程第 4 議案第 2 号 令和 5 年度辰野町上水道事業会計決算
- 日程第 5 議案第 3 号 令和 5 年度辰野町下水道事業会計決算
- 日程第 6 議案第 4 号 令和 5 年度辰野町国民健康保険特別会計決算
- 日程第 7 議案第 5 号 令和 5 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算
- 日程第 8 議案第 6 号 令和 5 年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算
- 日程第 9 議案第 7 号 令和 5 年度町立辰野病院事業会計決算
- 日程第 10 議案第 8 号 令和 5 年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算
- 日程第 11 議案第 9 号 令和 5 年度辰野町介護保険特別会計決算
- 日程第 12 議案第 10 号 辰野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 11 号 辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 12 号 辰野町地域包括支援センターの包括的支援事業実施に係る基準条例の一部を改正する条例について

- 日程第 15 議案第 13 号 辰野町国民健康保険診療所設置条例を廃止する条例について
- 日程第 16 議案第 14 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 17 議案第 15 号 令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 18 議案第 16 号 令和 6 年度辰野町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 17 号 令和 6 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 18 号 令和 6 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 19 号 令和 6 年度公園施設長寿命化対策工事（荒神山公園町民体育館）（建築）請負契約について
- 日程第 22 議案第 20 号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 23 議案第 21 号 辰野町道路線の認定について
- 日程第 24 議案第 22 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 25 議案第 23 号 辰野町教育委員会委員の任命について
- 日程第 26 議案第 24 号 令和 5 年度辰野町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 27 議案第 25 号 令和 5 年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 30 報告第 1 号 (1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
令和 5 年度財政指標等の報告について

日程第 31 請願・陳情等について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	代表監査委員	中 村 文 昭
総務課長	加 藤 恒 男	まちづくり政策課長	三 浦 秀 治
D X 推進担当課長	赤 羽 謙 一	住民税務課長	桑 原 高 広
保健福祉課長	竹 村 智 博	子育て応援課長	高 倉 健一郎
産業振興課長	岡 田 圭 助	事業者支援担当課長	菅 沼 隆 之
建設水道課長	熊 谷 健 司	会計管理者	上 島 淑 恵
学校支援課長	小 澤 靖 一	学びの支援課	福 島 永

辰野病院事務長 桑 原 さゆり

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 菅 沼 由 紀

議会事務局庶務係長 小 林 志 帆

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 10 番 林 政 美

議席 第 11 番 本 田 光 陽

10. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第 5 回辰野町議会 9 月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが、文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧ください。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第 5 回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

皆さんおはようございます。本日ここに第 5 回辰野町議会 9 月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しいところご出席を賜り、感謝を申し上げます。さて、まずは今回の台風 10 号で被災された皆様に、お見舞い申し上げるとともに、犠牲となられた方々、ご遺族に心よりお悔やみ申し上げます。台風は昨日、熱帯低気圧に変わりましたが、引き続き大気は不安定で土砂災害に注意が必要です。中山間地に集落が多い辰野町では、常に土砂災害に対する備えが必要ですが、全国的にもこれ以上の被害が拡大することのないよう願うばかりです。先月 8 月 8 日には日向灘を震源とするマグニチュード 7.1 の地震が発生し、気象庁より運用以来初めての南海トラフ地震臨時情報が発表され緊張が高まりました。幸いにもその後異常な現象は観測されず、現在は平常時に戻っておりますが、地震はいつ発生するかわかりません。辰野町は南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受け、最大で震度 6 弱の地震発生も想定されておりますので、内陸直下型地震の発生も視野に日ごろから地震に対する備えが必要です。昨日、予定しておりました町の防災訓練については、台風接近

に伴い中止とさせていただきましたが、住民の皆さんには、地震が発生したときに身を守る行動や家族との連絡方法、緊急避難場所までの経路、家具の固定などの備えについて改めて点検をお願いいたします。また、8月25日には私の町長2期目の公約のひとつである、災害支援チーム辰野助け隊「TTT」が発足しました。地域の実情に明るく、経験豊富な14名の方を選任し、町の防災総合コーディネーター有賀元栄リーダーを中心に、大変心強いチームが編成されたと考えております。大災害が発生した際、行政や地域での初動体制に限界があることから、各地の情報を収集し、災害対策本部にご報告いただくとともに、チームリーダーと連絡を取り合って、各地域の避難所開設等を支援いただく役割を担っていただく予定です。災害が起きないことが何よりですが、有事の際、まずはメンバー自身の安全を確保した上で、無理のない対応可能な範囲で、地域や住民に寄り添った活動をしていただくよう期待しております。さて、決算議会とされる今定例会にご提案申し上げます議案は、令和5年度一般会計決算をはじめ、議案第9号まで各特別会計決算の認定をお願いするものであります。一般会計の決算総額は、歳入で101億820万7,000円、歳出で95億6,946万9,000円となり、繰越明許費を除く実質収支額は4億9,153万5,000円の黒字決算となりました。また、特別会計、企業会計については、辰野病院事業会計を除く各会計で黒字決算となりました。病院事業は新型コロナウイルス感染症患者の減少等により、患者数が前年度を大きく下回り、収益が減少したことが主な原因と分析しています。その他の会計についてもそれぞれ厳しい財政状況が続いておりますが、概ね健全財政を堅持することができました。そのほか、条例の一部改正3件、廃止1件、専決処分の承認をお願いする補正予算1件、令和6年度一般会計補正予算など、補正予算4件、契約議案1件、広域連合規約の変更1件、町道の認定1件、人事案件2件、決算関連議案2件の合わせて25議案であります。また報告事項といたしまして、令和5年度財政指標等の報告1件があります。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案承認、可決、同意くださいますようお願い申し上げ、第5回定例会招集に当たっての挨拶いたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議席10番、林政美議員、議席11番、本田光陽議員を指名いたします。日程第2、会期の決定を議題といたしま

す。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、松澤千代子議員。

○議会運営委員長（松澤）

皆さんおはようございます。去る 8 月 29 日議会運営委員会を開催し、令和 6 年第 5 回辰野町議会 9 月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。8 月 29 日辰野町告示第 41 号によって、辰野町長より 9 月定例会を 9 月 2 日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席の下、9 月定例会の会期並びに審議日程など議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程案並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたしますので全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議 長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程案 朗読）

○議 長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から 9 月 20 日までの 19 日間と決定いたしました。日程第 3、議案第 1 号、令和 5 年度辰野町一般会計決算から、日程第 11、議案第 9 号、令和 5 年度辰野町介護保険特別会計決算及び日程第 26、議案第 24 号、令和 5 年度辰野町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について並びに日程第 27、議案第 25 号、令和 5 年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、以上 11 件を一括議題といたします。なお議案第 24 号及び 25 号については、議事進行上決算審査と連携しておりますので一括議題といたします。提案者より各会計決算についての報告を求めます。

○町 長

議案第 1 号、令和 5 年度辰野町一般会計決算から議案第 9 号、令和 5 年度辰野町介

護保険特別会計決算まで並びに議案第 24 号、令和 5 年度辰野町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第 25 号、令和 5 年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての提案理由を一括申し上げます。一般会計及び各特別会計の決算は、地方自治法の定めるところにより、歳入歳出予算の執行の実績に基づき、会計管理者がこれを調整することになっています。今議会では、令和 5 年度の歳入歳出予算に対しての決算の状況を明らかにし、予算の執行の適否を審査していただくことにより、執行機関の事務の公正を確保するものであります。決算及び附属書類については、監査委員の意見を付して議会へ提出し、認定を受けるものでありますので原案認定いただき、また、地方公営企業法の規定に基づく辰野町上水道事業会計及び辰野町下水道事業会計における未処分利益剰余金の処分についても、原案可決くださいますようお願い申し上げます。なお、決算の概要につきましては、会計管理者に説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○会計管理者

令和 5 年度辰野町一般会計及び特別会計の決算を提案するにあたり、その概要についてご説明申し上げます。令和 5 年度の社会経済はコロナ禍の 3 年間を乗り越え、改善しつつある一方、輸入価格の上昇を起点とする物価高騰等により、景気回復、経済の好循環に至る道はまだまだ険しい状況にありました。当町においても、依然として厳しい財政状況の中で、令和 5 年度をスタートいたしました。限られた財源の効率的、効果的な運用を図り、有利な交付金事業の活用、DX への取り組み、職員一人ひとりが知恵を出し、事務の効率化、コスト削減の業務改善に努めるとともに、健全財政の維持に意を注ぎ予算を執行してまいりました。それでは事前に配付してございます、令和 5 年度一般会計、特別会計決算説明に沿ってご説明させていただきます。資料 1 ページをお願いいたします。令和 5 年度一般会計決算総額は、歳入で 101 億 820 万 7,000 円、前年度に比べ 5.1%の減、歳出で 95 億 6,946 万 9,000 円、前年度に比べ 5.9%の減、翌年度繰越額は 5 億 3,873 万 8,000 円となりました。資金の積み立てを目的とする基金につきましては、財政調整基金、減債基金、文教施設整備基金、教育振興基金など 8 つの基金の積み立てを行いました。また、基金繰入金につきましては、町営住宅整備基金、ホテル保護育成基金など 4 つの基金を取り崩し、年度末残高は土地開発基金を含め、総額 39 億 9,134 万円となりました。歳入について主なものを申し上げます。町税は総額 27 億 9,705 万 3,000 円で、前年度に比べ 3 億 411 万 3,000 円、

12.2%の増となりました。下段の記載になりますけれども、現年課税分全体では調定額 28 億 393 万 4,000 円に対し、収入済額 27 億 8,854 万 9,000 円、また、滞納繰越分では、調定額 3,892 万 9,000 円に対し、収入済額 850 万 4,000 円で、現年滞納繰越分合わせての徴収率は 98.4%、前年度に比べ 0.1%の増となりました。おめくりいただき 2 ページをお願いいたします。中段の分担金、負担金は、総額 6,205 万 8,000 円で、前年度に比べ 398 万 5,000 円、6.9%の増となりました。防災リュック等負担金の増が主なものでございます。使用料及び手数料は 1 億 630 万 2,000 円で、前年度に比べ 1,778 万円、20.1%の増となりました。ホテル保護育成協力金の増が主なものでございます。国庫支出金は総額 9 億 9,334 万 3,000 円で、前年度に比べ 3 億 992 万 9,000 円、23.8%の減となりました。5 年度事業としましては、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金等がございましたが、4 年度事業の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付補助金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金等の減が主な要因でございます。県支出金は総額 6 億 4,226 万 1,000 円で、前年度に比べ 7,699 万円、10.7%の減となりました。5 年度事業としましては、過年度発生林道施設災害復旧事業補助金、長野県地域医療介護総合確保基金事業補助金等がございましたが、4 年度事業の生活困窮世帯緊急支援補助金、第 6 波対応事業者支援交付金等の減が主な要因でございます。財産収入は 4,328 万 5,000 円で、前年度に比べ 8,595 万 4,000 円、66.5%の減となりました。不動産売払収入の減が主な要因でございます。寄付金は 9,230 万 4,000 円で、前年度に比べ 789 万 6,000 円、7.9%の減となりました。一般寄付金の減によるものでございます。ふるさと辰野寄附金におけるふるさと納税返礼品は現在 250 品目でございます。3 ページをお願いいたします。町債は総額 2 億 7,600 万円で、前年度に比べ 1 億 7,880 万円、39.3%の減となりました。起債の内訳は、緊急防災・減災事業債、脱炭素化推進事業債、公共施設等適正管理推進事業債、地方道路等整備事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債等でございます。次に、歳出について、決算額、前年度対比主なものを申し上げます。議会費は総額 8,762 万 4,000 円の決算となりました。2.0%の増、議員報酬及び職員の人件費など議会運営に要する経費が主なものでございます。総務費は総額 15 億 4,668 万 5,000 円の決算となりました。4.5%の減でございます。一般管理費では、電気自動車を購入いたしました。庁舎管理費は、庁舎エレベーター設置工事実施設計業務委託料、庁舎 1 階暖房機器入替工事費が主なものでございます。企画費は湯にいくセンター、地

域活性化センター、たつのパークホテルそれぞれ指定管理料、たつのパークホテル温水ヒーター更新工事費、上伊那広域連合負担金が主なものでございます。移住定住促進事務費は、移住体験施設の経費、移住定住推進業務委託料、空き家改修費や空き家等解体事業に対する補助金が主なものでございます。おめくりいただき、4 ページをお願いいたします。交通安全対策費では道路防護柵、反射鏡、道路照明、規制標識等の設置工事費等町内各所の交通安全対策を講じるとともに、新たに自転車用ヘルメット購入費の補助を行いました。防災事業費は、住民参加型防災マップ作成委託料、ハザードマップ作成業務委託料、辰野町地域防災計画改訂業務委託料、令和 6 年能登半島地震公費義援金が主なものでございます。情報通信事業費は、基幹ネットワークシステム保守管理・行政チャンネルの動画送出システム保守点検等の委託料、各種情報通信機器の賃借料、光通信網支障移転工事費が主なものでございます。地方創生臨時交付金事業費は、物価高騰対策、生活応援事業として商品券等の作成・発送運營業務委託料とその通信運搬費、学校給食費負担金、出産準備金、低所得世帯支援給付金、物価高騰対策としての製造業・飲食業・運送業等支援金、肥料・農薬・飼料価格高騰緊急支援金、進学・就職等準備支援金、公立病院価格高騰対策補助金が主なものでございます。賦課徴収費は、固定資産税の課税基礎資料整備委託料及び砂防指定区域面積調査業務委託料が主なものでございます。戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカード交付に関する費用及びコンビニ交付証明書交付センターへの負担金が主なものでございます。選挙管理委員会費、辰野町議会議員選挙費、長野県議会議員一般選挙費は、選挙の執行に伴う投票管理者等の報酬及び職員手当が主なものでございます。5 ページをお願いいたします。民生費は総額 26 億 8,254 万 2,000 円の決算となりました。2.3%の増でございます。社会福祉総務費は、地域福祉計画等策定業務委託料、福祉タクシー扶助費、灯油・ガソリン購入券助成金、保健福祉センターの施設維持管理費、国の事業であります低所得の子育て世帯に対する補助金、生活支援特別給付金が主なものでございます。中段にあります長野県・辰野町生活困窮者価格高騰特別支援金支給事務及び子育て世帯生活支援特別給付金（低所得世帯分）給付事務、こちらは県の事業となりますが、それぞれ該当世帯への支援金及び給付金、また事務経費等でございます。児童福祉総務費は、児童送迎用バス運行委託料、病児・病後児保育施設設計業務委託料、辰野病院駐車場整備のための土地購入費、子どもの居場所づくり推進事業委託料、出産祝金が主なものでございます。保育園運営費は、保育業務シス

テム「コドモン」の導入委託料、保育園 Wi-Fi 設備設置工事費、パソコン購入費が主なものでございます。衛生費は、総額 9 億 939 万 3,000 円の決算となりました。4.4%の減でございます。予防費は、各種予防接種に要した医薬材料費及び医療機関等への委託料、新型コロナウイルスワクチン接種予約システム等の運營業務委託料が主なものでございます。診療所費は、町立辰野病院に対する補助金及び出資金でございます。おめくりいただき 6 ページをお願いいたします。町保健対策推進費は、妊婦一般健診、産後健診、乳幼児健診等の委託料が主なものでございます。健康増進事業費は、各種がん検診や後期高齢者健康診査委託料、後期高齢者医療保険加入者の人間ドック補助金が主なものでございます。伴走型相談支援事業は、出産・子育て応援金またその事務経費等でございます。農林水産業費は総額 2 億 6,532 万 2,000 円の決算となりました。24.9%の減でございます。農業振興費は食の革命プロジェクト運営協議会等への負担金、町有害鳥獣駆除対策協議会、ソバ・大豆刈取費用、農作業機械購入等に対する補助金、経営所得安定対策推進事業、農業次世代人材投資事業、新規就農者育成総合対策、有機農業産地づくり推進緊急対策事業等に対する交付金が主なものでございます。地域農業基盤確立農業構造改善事業費は、ふる里農村公園指定管理料、施設の修繕費が主なものでございます。林業費及び林業振興費は、有害鳥獣捕獲報奨金、松枯損木処理委託料、町猟友会補助金、森林整備委託料、松枯損木被害調査及び処理委託料、森林・林業ビジョン策定業務委託料が主なものでございます。商工費は総額 6 億 5,425 万 1,000 円の決算となりました。5.7%の減でございます。7 ページに続きますけれども、商工事業費は、辰野町商工会展示会出展支援事業負担金、ほたるマイカードポイント 3 倍キャンペーン負担金、辰野町商工業振興資金利子補給及び保証料、辰野町商工業誘致及び振興補助金、辰野町商工会管理費補助金、辰野町商工業振興資金預託金が主なものでございます。ただいま申し上げました各種補助金や中小企業振興資金の融資などにより、商工業の振興に努めてまいりました。観光事業費は、ほたる祭り・各種団体等への負担金・補助金が主なものでございます。土木費は総額 10 億 8,406 万円の決算となりました。13.7%の減でございます。土木管理費の土木総務費は、住宅リフォーム補助金、定住促進奨励金が主なものでございます。用地対策費は、北沢東工場適地の誘致事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託料、下辰野新屋敷宅地造成工事に伴う土地購入費及び工事請負費が主なものでございます。道路新設改良費の道路新設改良事業費は、町道 1216 号線宮所の拡幅改良工事費ほか町道 12 路線の改

良工事費、社会資本整備総合交付金事業費は、町道 14 号線上島の請負工事費、町道 1076 号線宮木下町の請負工事費、道路メンテナンス事業費は伊良沢橋の請負工事費、橋梁定期点検委託料、道路舗装費は、町道 2338 号線樋口山際の舗装工事費ほか町道 12 路線の舗装工事費、緊急自然災害防止対策事業費は、町道 1 号線宮木城前の請負工事費、防衛施設周辺町道改良事業費は、町道 15 号線小野の測量設計業務委託料、通学道路緊急対策交通安全事業費は、町道 8 号線宮木大幹線の請負工事費など有利な交付金等を活用しつつ、各区からの要望、緊急性の高い各種道路等の工事を順次実施いたしました。おめくりいただき 8 ページをお願いいたします。都市計画費の都市計画総務費は、公園施設長寿命化対策事業荒神山体育館の請負工事費及び下水道事業会計補助金が主なものでございます。住宅費の住宅管理費は、中央団地 1 号棟屋根外壁等の改修に係る設計監理業務委託料及びその工事費、小野町屋敷団地跡地宅地造成 2 期工事費が主なものでございます。消防費は総額 2 億 9,034 万 6,000 円の決算となりました。14.5%の増でございます。常備消防費は上伊那広域消防負担金。非常備消防費は消防団員の報酬、耐震性貯水槽新設工事費が主なものでございます。教育費は総額 10 億 9,819 万 7,000 円の決算となりました。1.8%の減でございます。教育委員会費は、小中学校等 ALT 派遣委託料、辰野東小学校第 1 体育館床改修工事費及び照明 LED 化改修工事費、辰野南小学校体育館及び辰野中学校第 1 体育館の照明 LED 化改修工事費、幼稚園の預かり事業補助金が主なものでございます。学童クラブ費は、学童業務支援システム導入業務委託料が主なものでございます。小学校費・中学校費は管理運営経費、施設の修繕費、備品購入費、辰野町塩尻市小学校組合負担金、塩尻市辰野町中学校組合負担金が主なものでございます。公民館費は、生涯学習と子育ての一環として行う各種教室・講座の費用、分館の活動交付金が主なものでございます。9 ページに続きますが、図書館費は、新刊図書購入費が主なものでございます。美術館管理運営事業費は、照明 LED 化改修工事費、美術館特別展事業費は、瀬戸剛さんの遺作展、ARTabi 展の経費が主なものでございます。埋蔵文化財発掘事業は羽場崎遺跡ほか出土石器図化等業務委託料、町内出土鉄製品保存処理業務委託料が主なものでございます。町民会館管理運営費は、エントランス・ホワイエの照明 LED 化改修工事費、オペレッタフェスティバルをはじめとする自主事業費が主なものでございます。保健体育総務費はほたるの里スポーツチャレンジフェスティバル委託料、宝くじスポーツフェアはつらつママさんバレーボール負担金、体育施設費は、西小学校体育館の長寿命化改修

工事設計業務委託料、スポーツ公園管理費はたつの未来館アラパの指定管理料、ほたるドームなどの照明 LED 化改修工事費が主なものでございます。災害復旧費は総額 2 億 9 万 9,000 円の決算となりました。56.8%の減でございます。令和 3 年度からの相次いだ災害に対し、コロナ禍での作業員不足、原材料等の輸入資機材の遅れなど、繰越せざるを得なかった各種復旧工事が概ね完了いたしました。公債費は総額 7 億 5,095 万円の決算となりました。0.2%の減、内訳は起債元金が 7 億 4,287 万 5,000 円、起債利子が 807 万 5,000 円でございます。続きまして 10 ページ、令和 5 年度特別会計決算についてご説明申し上げます。上水道事業会計でございます。安全な水道水を安定的に供給するため老朽化した水道設備、機械、管路の更新を計画的に進めてまいりました。管渠工事では横川踏切付近軌道下横断管路工事を、また老朽施設等の更新工事については、兎洞導水管布設替及び浄水施設改良工事をはじめ、各種工事を実施いたしました。経営面においては適正な維持管理を行い、経費節減に努めてまいりました。収益的収支については、収入総額 3 億 9,942 万 3,000 円、支出総額 3 億 7,299 万円、収支差引 2,643 万 3,000 円の黒字決算となりました。下水道事業会計でございます。生活基盤インフラとして安定した下水処理の推進のため、施設の長寿命化事業を計画的に進めてまいりました。老朽施設等の更新工事として、新町 4574 ポンプ場 No.1 ポンプほか 7 箇所のマンホールポンプ及び 6 箇所の監視計、小野水処理センター雑用水供給ポンプ、維持管理用のトラック等の更新を行いました。収益的収支については、収入総額 8 億 7,982 万 6,000 円、支出総額 7 億 7,890 万 3,000 円、収支差引 1 億 92 万 3,000 円の黒字決算となりました。国民健康保険特別会計でございます。持続可能な医療保険制度を構築するため、県と町は共同保険者として国民健康保険の運営を行っております。県は財政運営の責任を担い、町は資格の管理や保険税の賦課徴収、健康の保持増進を目的とした保険事業を行いました。被保険者数は年間平均 3,590 人、加入率は 25.3%となりました。歳入総額 18 億 414 万 4,000 円、歳出総額 18 億 16 万 8,000 円、歳入歳出差引 397 万 6,000 円を翌年度に繰り越しました。診療所特別会計でございます。診療所は第一診療所と川島診療所があり町内開業医との委託契約により、それぞれ週 1 回午後のみ診療を行ってまいりました。受診者数は前年度に比べ 16 人減の 282 人で、第一診療所、川島診療所ともに 8 人の減となりました。歳入総額 488 万円、歳出総額 366 万円、歳入歳出差引 122 万円を翌年度に繰り越しました。おめくりいただき 12 ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計

でございます。75 歳以上の高齢者及び 65 歳以上で一定程度の障がいのある方が加入する医療保険でございます。高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、県と町は後期高齢者医療に関する事務を分担し行っております。高齢化の進展により医療費が増大していく中、安心して医療が受けられるよう制度の安定化が課題となっております。医療費の適正化及び負担のあり方について周知徹底を図ってまいりました。被保険者数は 4,165 人で、前年度に比べ 79 人の増となりました。歳入総額 3 億 3,208 万円、歳出総額 3 億 3,043 万円、歳入歳出差引 165 万円を翌年度に繰り越しました。町立辰野病院事業会計でございます。新型コロナウイルス感染症患者の減少等により、外来、入院ともに患者数が前年度を大きく下回り、収益が減少し赤字決算となりました。収益的収支については、収入総額 22 億 2,097 万 5,000 円、支出総額 23 億 4,063 万 2,000 円、収支差引 1 億 1,965 万 7,000 円の赤字決算でございます。収益的収入のうち、医業収益については患者数の減少により入院、外来収益ともに減、前年度に比べ 1 億 8,379 万 4,000 円の減となりましたが、医業外収益については補助金の増額により、前年度に比べ 288 万 6,000 円の増となりました。対する収益的支出につきましては、医療費用、医業外費用合わせまして前年度に比べ 381 万 9,000 円の増となりました。患者数の減少により、薬品費・経費等は減額となりましたが、給与費において、看護職員等処遇改善手当の支給による増額が主な要因でございます。一般会計からの繰入金は 3 億 9,500 万円で、前年度に比べ 500 万円の減となりました。地域情報告知システム特別会計でございます。地域情報告知システムは、運用を開始して 12 年が経過しました。町では告知システムほたるねっとうをご利用の皆様にはスマートフォンの所有状況、町からの情報入手方法等、今後の情報発信のあり方について検討するため、アンケートを実施いたしました。時代の流れとともに、町民の皆様への情報発信は紙媒体から有線放送、告知システム、そして SNS を活用した迅速な対応へと変化しております。歳入総額 1,549 万 2,000 円、歳出総額 1,351 万 5,000 円、歳入歳出差引 197 万 7,000 円を翌年度に繰り越しました。介護保険特別会計でございます。介護保険サービスは、訪問介護などの在宅サービス及び介護老人福祉施設などに入所して受ける施設サービスを合わせ、2 万 7,551 件の利用がありました。また、要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業を中心に地域支援総合事業を継続実施いたしました。歳入総額 21 億 6,849 万 9,000 円、歳出総額 20 億 8,923 万 6,000 円、歳入歳出差引 7,926 万 3,000 円を翌年度に繰り越した

しました。以上、一般会計と5つの特別会計、3つの企業会計合わせて9会計について決算の概要を説明させていただきました。令和5年度に計画いたしました数々の事業をおおむね完成することができました。これもひとえに町議会をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力のたまものと心から敬意と感謝を申し上げます。内容をご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○建設水道課長

続いて決算関連議案として、議案第24号及び議案第25号について、ここで提案説明をいたします。はじめに議案第24号、令和5年度辰野町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由を説明申し上げます。平成26年度地方公営企業法が改正され、当時、その処理の選択肢として国から示されていた積立金に会計整理されたものですが、現金を伴わないためここで資本金に組み入れ、会計処理を行うことを上程するものであります。よろしくお願いいたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。引き続きまして、議案第25号、令和5年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案理由を説明申し上げます。地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金1億92万3,088円を減債積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

続いて、中村代表監査委員から決算審査意見の報告と説明を求めます。

○中村代表監査委員

決算審査の結果について報告をいたします。お手元の審査意見書に沿って主な点について報告をいたします。一般会計及び特別会計決算審査意見書1ページをお開きください。令和6年7月29日から8月6日にかけて、役場会議室及び町民会館学習室において、令和5年度一般会計及び特別会計5会計、並びに地方自治法施行令第166条第2項に定める書類について、関係者の説明を受け例月出納検査及び定期監査の結果をも照合して合わせて検討を加えました。また8月2日午前には財政健全化法による健全化判断比率及びその計算の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、小澤睦美監査委員とともに審査いたしました。その結果、審査に付された一

般会計特別会計の書類、その他関係帳簿の計数には誤りのないものと認めました。また、各基金は設置の目的に沿って適正に運用されたものと認めましたので、まず報告申し上げます、続きまして意見の概要を申し上げます。2 ページ表 1 をご覧ください。令和 5 年度一般会計及び特別会計の決算総額は一番下の合計欄ですが、歳入総額 144 億 3,330 万 3,000 円、歳出総額 138 億 648 万円、前年対比で歳入で 3.4%減、歳出で 3.8%の減となりました。実質収支は 5 億 7,962 万円のプラスであり、これは人口 2 万人の当町に照らして妥当な決算規模であると考えます。うち一般会計決算額は、歳入総額 101 億 820 万 7,000 円、歳出総額 95 億 6,946 万 9,000 円、実質収支は 4 億 9,153 万 5,000 円の黒字決算であります。また、特別会計は国民健康保険特別会計ほか 4 会計で、歳入総額 43 億 2,509 万 6,000 円、歳出総額 42 億 3,701 万 1,000 円、実質収支は 8,808 万 5,000 円の黒字決算であります。各会計とも適切に処理がされており、全体として順当な決算であることを認めます。次に 3 ページの表 2 をご覧ください。一般会計の歳入状況であります。歳入の柱である町税は、対前年比 12.2%、3 億 411 万 3,000 円の増額となりました。国庫支出金、町債などが減額となり全体では昨年より 5 億 4,664 万 9,000 円、5.1%の減収となりました。次に 5 ページ表 4、町税決算表をお願いします。町税の内訳です。町税全体の収入決算額は 27 億 9,705 万 3,000 円で、固定資産税、都市計画税以外の税は増額となりました。続いて 6 ページ表 5、町税等の収入・収入未済額表をご覧ください。町税の現年度課税分の収入済額は 27 億 8,854 万 9,000 円となりました。収納率は 99.5%で前年と同じとなり、徴収体制は概ね良好であると評価いたします。また町税全体の収入未済額は 4,464 万 3,000 円で、対前年比 559 万円の増となっております。過年度分の不納欠損の対象者が少なかったこともあり、徴収率は停滞とみられます。また、不納欠損は 116 万 7,000 円となっており、法令に基づいて適正な調査と処理が行われた結果と思われます。少しでも不納欠損処理にならぬよう対策を講じ、今後も自主財源の確保と税の公平性の見地から引き続き収入未済額の縮小に最大努力をお願いするものであります。7 ページ表 6 をご覧ください。一般会計の歳出です。予算の執行状況であります。予算額 104 億 6,390 万 5,000 円に対し、支出額 95 億 6,946 万 9,000 円で、執行率は 91.5%となっております。歳出の総額では事業における効率的、効果的な執行が行われ、前年度を 5.9%、5 億 9,911 万 2,000 円下回りました。経費については人件費が増加しているものの減少しました。職員の意識改革や効率的効果的な意識が浸透しているものと考え

ます。今後とも各事業は実態に照らしてその適正規模について十分検討し、最少の経費で最大の効果が得られるよう最大限の努力を要望します。続いて、基金です。12 ページ表 7、8、基金運用状況表を合わせてご覧ください。一般会計の基金であります。合わせて 2,970 万 2,000 円の取り崩しがあったものの、18 の会計で 2 億 3,540 万 6,000 円の積み立てができ、一般会計の基金残高は 39 億 9,134 万円となり、特別会計を含む基金残高は 45 億 1,675 万 8,000 円となりました。設置の目的に沿い適切な運用がなされていると認めます。今後も将来に向けて計画的に積み立てを増強するとともに、運用は十分配慮することを望みます。特に財政調整基金など一般会計の調整に運用可能なものについては、現在、真に必要なか十分検討され厳格な対応をお願いします。次に 14 ページ、表 12、主要財務指標をご覧ください。一般会計の財政の構造・構成から見た指標です。主要財務指標のうち、経常収支比率は 86.3%と前年度より 4 ポイント上がりました。正規職員の数の増加及び人事院勧告による人件費の増加が主な要因と考えられます。今後もなお一層、経常経費の抑制に留意をお願いしたいと思います。ちなみに町村では 70%程度に収まるのが妥当とされています。財政力指数は 0.45 で前年を 0.01 ポイント下がりました。高いほど財源に余裕があるとされるものです。次に 15 ページをお願いします。特別会計であります。係数は、冒頭表 1 で見ていただいたとおり、それぞれの概要は 15、16 ページをご覧ください。経営面ではそれぞれの特別会計が事業目的を達成するために、容易に一般会計の繰入金に頼る事のないよう、また、事業の内容動向も合わせて独立採算の原理に基づく経営を要請するところです。次に 17 ページをお願いします。財政健全化判断比率とその基礎となる事項を記載した書類について、8 月 2 日関係書類を審査しました。暫定値ではありますがいずれも適正に作成されていると認めます。18 ページ表 13、健全化判断比率をご覧ください。健全化判断比率ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字決算になっているため問題ありません。実質公債費比率は 6.7%、前年より 0.1 ポイント減少し健全の範囲内です。また、将来負担比率は前年と同様にマイナスとなりました。早期健全化基準は 350%ということですので健全の範囲内です。各指標の改善を念頭に置きつつも、これまで実施してきた事業効果を検討し、厳しい財政の中でも将来人口規模を見据えたまちづくりに向け、必要な布石を打っておいていただきたいと思います。続いて別冊の公営企業会計決算及び経営健全化の審査意見書の 1 ページをお開きください。公営企業会計決算において、7 月であります、7

月 30 日、8 月 2 日、役場会議室及び辰野病院において、小澤睦美監査委員とともに辰野町上水道事業会計、辰野町下水道事業会計及び町立辰野病院事業会計を審査いたしました。はじめに 21 ページ表 20、資金不足比率をご覧ください。一番後ろになります。企業会計においては、財政健全化法による資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正にされているか審査いたしました。いずれも適正に作成されているものと認めました。いずれの会計とも資金不足はなく該当なしでありました。戻って 2、3 ページをご覧ください。表 1、2 になります。上水道事業会計においては、収入の主なものは給水収益であります。給水人口は減少となりました。今後も漏水調査を行い漏水箇所の修理を行っておりますが、有収率は昨年を 0.7%下回りました。5 ページ表 5 をお願いします。収益は前年度比 2%の減額、費用は 0.6%の増額となり、2,643 万 3,000 円の純利益が生じ、黒字決算となりました。ただし営業収益から営業費用を差し引いた段階での営業損益は 6 年連続の赤字です。総係費等の費用が増えています。6 ページ表 6、上水道未収金をお願いします。水道料金の未収金は、現年度分は増額、過年度分は減額しました。年々減少傾向にあり徴収率は例年並みでした。個々の管理など基本的な対応を引き続き行い、今後も新しい取り組みに挑戦いただき、水道料金も値上げされたことですから、公平性の確保なお一層心がけていただきたいと思いますと考えます。上水道事業は、今後も老朽化した水道設備、機械、管路の更新、耐震化など計画的に取り組んでいかなければならない事業が多々あります。これらを積極的に推進することができるよう、公営企業としての経済性を発揮し、効率的な運営、建設コストの縮減により財源を確保し、安全で美味しい水を提供するため更なる努力を望むものであります。次に 7 ページをご覧ください。下水道事業について申し上げます。7、8 ページ表 7 をご覧ください。下水道事業会計においては、収入が主なものは下水道使用料であります。いずれの事業においても水洗化率は高い数値となっております。公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業においては昨年を上回りました。11 ページ表 11 をお願いします。収益は前年度比 9.4%の減額、費用については 12.8%の減額となり、1 億 92 万 3,000 円の純利益が生じ黒字決算となりました。ただし営業収益から営業費用を差し引いた段階での営業損益は、昨年に引き続き赤字となっております。12 ページ、表 12、下水道未収金をお願いします。下水道使用料の未収金は現年度分、過年度分ともに減少しました。公平性を確保し、個々の管理など基本的な点からしっかりとした対策を講じていただきたいと思います。下

水道事業は今後も生活基盤インフラとしての安定した下水道処理推進のために、計画的な施設の長寿命化等に取り組んでいただきたいと考えています。次に 13 ページをご覧ください。表 13、14 をお願いします。町立辰野病院事業について申し上げます。昨年、新型コロナウイルス感染症患者の減少により、外来・入院とも患者数が大きく減少しました。入院患者数は前年度比 10%、2,931 人の減、外来患者数は前年度比 16.5%、1 万 2,674 人の減となりました。次に表 14 の決算状況ですが、収益は前年度比 7.2%の減額、費用は 0.2%の増額となり、1 億 1,965 万 7,000 円の純損失を生じ赤字決算となりました。総収益の中には町の一般会計などから 3 億 9,500 万円の繰入が含まれており、本業の不足分を賄っております。16 ページから表 17、詳細の収支がありますのでご確認ください。また、17 ページの表 18 には費用の詳細がありますので合わせてご確認ください。費用面については、材料費及び経費等は減少したものの、看護職員等の処遇改善手当支給により給与費が増加しています。今後も収益力の強化、費用面の管理強化をしっかりと機能することを望みます。次に 18 ページ表 19 をご覧ください。医業未収金については、現年度・過年度分ともに減少しました。今後も早期対応することや、病院内の連携、徴収体制の工夫などにより増やさぬよう努力することを望みます。新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行し、当病院の経営はさらに厳しい状況にあります。引き続き地域において信頼される病院経営に努めていただきたいと思います。病院経営の今後の方向性をしっかりと見据え、コロナ明けの経営基盤の強化及び対策を図り、安定的でより質の高い医療サービスの提供を要望いたします。以上、令和 5 年度一般会計ほか、各会計の決算は決算書及び諸帳簿、証拠書類について精査し、慎重審査を行いました。収支の計数に誤りもなく、証拠書類も整備され会計経理は正確と認め意見といたします。

○議 長

ここで、各会計の決算について質疑を行います。委員会に付託する関係もございしますので、総括的な問題について質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本決算議案につきましては、会議規則第 37 条の規定により各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、決算関係議案、議案第1号から議案第9号及び議案第24号、並びに議案第25号、以上11議案は、お配りしてあります各常任委員会関係議案付託一覧表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。日程第12、議案第10号、辰野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第10号、辰野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。行政手続等における情報通信の技術に関する法律が情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律に改正され、行政手続きのオンライン化対応が原則となりました。現在、町では住民の皆さんが役場の手続きなどの際に書類を書く手間、休みを取って役場へ来ていただく手間や、窓口で待つ時間などの負担を、手続きをオンライン化にすることによりまして減らしていくような取り組み、自治体フロントヤード改革を進めております。当年度窓口手数料等のキャッシュレス決済を本格導入することから、条例の一部を改正するものであります。新旧対照表の1ページをご覧ください。主な改正箇所についてご説明をいたします。条例の題名を法律に合わせて改正するとともに、第1条の目的を法律に合わせた内容に全面改正いたします。続く第2条は、知事から町に権限委譲されている特例処理事務について規定する県条例等の追加であります。2ページをご覧ください。第3条第1項で、オンライン化を可能とする申請を一部の申請方法によるもの限定していたものを、すべてについて可能とするよう対象を広げます。同条第4項で、オンライン申請時の署名の代替として、個人番号カード、マイナンバーカードの利用について追加します。3ページの同条第5項は、手数料等の納付についてのオンライン化、いわゆるキャッシュレス決済を可能とする規定であります。6ページをお開きください。6ページの第8条は、申請に必要な添付書類について、マイナンバーカード等の利用で確認できる場合、省略可能とするものであります。7ページの第9条は、デジタル格差是正のための町の努力規定を追加するものであります。本条例は、公布の日から施行とします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 10 号につきましては、会議規則第 37 条の規定により、総務産業常任委員会に付託いたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 10 号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 13、議案第 11 号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 11 号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由を説明申し上げます。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、被保険者証の発行が廃止されるため、本条例を改正するものであります。施行期日を令和 6 年 12 月 2 日とする政令が公布されましたので、現行の健康保険証の発行については、令和 6 年 12 月 2 日から終了し、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行します。このマイナ保険証への切り替えにより、町では事務の効率化や公平公正な社会保障制度の実現、被保険者には、添付書類の削減などの利便性の向上が期待されております。しかし、施設入所者などマイナ保険証の利用が困難な被保険者もいらっしゃいますので、このような要配慮者につきましては、切れ目なく必要な保険診療が受けられるよう、現行の保険証と同様に利用できる資格確認書などを発行し対応してまいります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 11 号につきましては、会議規則第 37 条の規定により、福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第 14、議案第 12 号、辰野町地域包括支援センターの包括的支援事業実施に係る基準条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 12 号、辰野町地域包括支援センターの包括的支援事業実施に係る基準条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布され、地域包括支援センターの職員配置基準が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。改正内容は、地域包括支援センターの人員確保が困難となっている現状をふまえ、現行の配置基準を存置しつつ、柔軟な職員配置を可能とするものでございます。新旧対照表 1 ページをご覧ください。第 2 条第 2 項は、介護保険法施行規則の改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。第 3 条第 1 項は、1 つの地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 名以上 6,000 名未満ごとに置くべき、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の 3 職種の配置基準について、それぞれ常勤職員の配置が必須であったものを引き続きこれを原則とした上で、地域包括支援センターの運営協議会が必要と認める場合に、常勤換算法によることが可能とするものでございます。2 ページをご覧ください。第 2 項は、地域包括支援センターの運営協議会が必要と認める場合に、複数の地域包括支援センターを 1 つの区域として、当該複数のセンターに配置すべき 3 職種の常勤職員数の合計を配置することにより、それぞれのセンターの配置基準を満たすことができるものとなります。この場合において 2 職種の配置は必須となります。第 3 項は第

3 条第 2 項が新たに追加されたことから所要の整備を行うものでございます。施行は公布の日からでございます。なお、当町におきましては、町全域を 1 つの地域包括支援センターが担当しておりますので、この改正による影響はございませんが、上位法令との整合を図るため改正するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 12 号、辰野町地域包括支援センターの包括的支援事業実施に係る基準条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。日程第 15、議案第 13 号、辰野町国民健康保険診療所設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第 13 号、辰野町国民健康保険診療所設置条例を廃止する条例について、提案理由をご説明申し上げます。令和 6 年度末をもって辰野町国民健康保険川島診療所及び第一診療所を廃止するため、本条例を廃止するものであります。川島診療所は昭和 39 年 9 月から、第一診療所は昭和 40 年 1 月から町の直営により診療しておりますが、医師の確保が困難なため、昭和 62 年 7 月からは町の医師会や辰野病院へ運営を委託して、町の僻地医療、地域医療への対応に努めてまいりました。しかし、利用者は年々減少し昨今では日に 1 人から 2 人の利用となり、それに伴い診療報酬も減少し、医師への報酬等は国民健康保険特別会計からの多額な繰入がないと、運営が維持できない大変厳しい財政状況となっております。また、長年業務を委託してきた医師が、高齢及び体調不良を理由に退任後、後任の医師の検討を関係各部署とともに行いましたが、辰野町さらには長野県全体でも医師が不足している現状で、町の診療所へ勤務いただける医師を探すことは大変困難な状況となっております。さらに、昭和 39 年、40 年建

築の施設であるため老朽化が進んでおり、なおかつ耐震構造の対応もなく現状では継続して利用することは困難な上に、医療設備のオンライン化に対応した設備を整えることが必要となるため、採算性の観点からも大変難しい状況となっています。この国民健康保険診療所の廃止につきましては、先日開催しました国民健康保険運営協議会において、委員の皆様にご協議いただき廃止することを了承していただいております。このことから苦渋の選択ではありますが、本議案を上程するものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 13 号につきましては会議規則第 37 条の規定により福祉教育常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 13 号は福祉教育常任委員会に付託することに決しました。ただいまより暫時休憩といたします。再開時間は、11 時 35 分とします。

休憩開始 11 時 21 分

再開時間 11 時 35 分

○議 長

再開いたします。日程第 16、議案第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 1 号、令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 7 号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、庁舎及び湯にいくセンターの空調設備更新工

事、たつのパークホテル修繕料の専決補正予算であります。補正総額は1,510万円の追加で、予算総額は98億4,108万7,000円となりました。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては、繰入金及び繰越金の追加であります。歳出につきましては、総務費で庁舎サーバー室、広報センター事務室、湯にいくセンターロビー及び休憩室の老朽化により故障した空調設備の更新工事、たつのパークホテルで稼働しなくなった冷房制御盤の修理にかかる修繕料を追加するものであります。いずれも空調設備の故障で連日猛暑が続いている中で、早急に対応する必要があると認めましたので、令和6年8月9日、専決処分いたしました。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明致させていただきますので、ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第14号、専決処分の承認を求めることについて、専決第1号、令和6年度辰野町一般会計補正予算(第7号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり承認することに決しました。日程第17、議案第15号、令和6年度辰野町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和6年度辰野町一般会計補正予算(第8号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、庁舎空調設備の整備、庁舎1階屋根防水改修工事、町税等過誤納還付金、高齢者新型コロナワクチン予防接種にかかる費用等を追加するものであります。補正総額は、2億2,637万9,000円の追加で、予算総額は100億6,746万6,000円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入及び町債の追加であります。歳出につきましては、総務費で

防犯用品の購入、庁舎における空調機器の修繕及び3階未設置箇所への設置工事、雨漏りしている庁舎1階の屋根防水改修工事、フロントヤード改革の一環として総合窓口用カウンターの購入、湯にいくセンターろ過ポンプ更新工事、法人住民税還付金を主とした町税等過誤納還付金、平出コミュニティセンター駐車場にある防災行政無線子局の保護工事、辰野町奨学金返還支援補助金等の追加であります。民生費で養護老人ホーム運営費負担金、町内に開設予定である宅幼老所の整備支援事業補助金、共生館あさひヶ丘で故障した居室温水器の更新工事、病児・病後児保育施設のまちネットワーク接続工事と上下水道負担金、児童手当の拡充に伴う事務費等の追加であります。衛生費で、高齢者新型コロナワクチン予防接種にかかる費用、今年度より拡充した子どものインフルエンザ任意予防接種の助成方法の変更にかかる費用、辰野図書館照明LED化改修工事、後期高齢者医療機関健康診査委託料等の追加が主なものであります。農林水産業費で、県単緊急中井筋水路改修工事にかかる測量設計業務委託、契約満了となった宮所県行造林分収林購入にかかる経費、森林経営管理制度の意向調査による森林整備委託料、集中的に発生している松枯損木処理の委託料、また今後の拡大を防ぐためアカマツから他の樹種へ転換を図る補助金等の追加であります。商工費では、物価高騰により値上げされた展示会出展会場使用料の追加であります。土木費で赤坂川県単河畔林整備事業工事、町営住宅等の修繕料の追加であります。教育費で、小学校統合準備委員会委員報酬、川島小学校のごみ処理手数料、学習系ネットワーク調査委託料、部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業にかかる経費の追加が主なものです。公債費では消防救急無線デジタル化事業損害賠償金の配分による町起債元金償還金の財源組替であります。地方債補正につきましては、緊急防災・減災事業債及び脱炭素化推進事業債の追加です。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げますが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第18、議案第16号、令和6年度辰野町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第16号、令和6年度辰野町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。今回の補正予算は、債務負担行為を追加するものでござ

います。1 ページをご覧ください。宮所国道 153 号拡幅に伴う下水道施設移転工事について、事業年度をまたぐ見込みとなったことから、記載のとおり期間と限度額をそれぞれ定めるものでございます。第 5 条に加え第 10 条を 11 条とし、5 条から 9 条までを 1 条ずつ繰り下げるものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第 16 号、令和 6 年度辰野町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 16 号は原案のとおり可決されました。日程第 19、議案第 17 号、令和 6 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 17 号、令和 6 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 387 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 3,067 万円とするものであります。内容につきましては、6 ページをご覧ください。歳入ですが、繰越金について、前年度繰越金の確定により、前年度繰越金を 387 万 5,000 円増額するものであります。続きまして歳出であります。7 ページをご覧ください。保険給付費のうち一般被保険者高額療養費の負担金補助及び交付金を 14 万円不用減額するものであります。また、一般被保険者高額介護合算療養費の対象者が増えたことにより、負担金補助及び交付金を 14 万円増額するものであります。8 ページをご覧ください。予備費について、歳入増額による調整のため、387 万 5,000 円増額するものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 17 号、令和 6 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 17 号は原案のとおり可決されました。日程第 20、議案第 19 号、令和 6 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 18 号、令和 6 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,952 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 23 億 1,252 万 3,000 円とするものでございます。6 ページをご覧ください。歳入の国庫支出金の 13 万 1,000 円の増、7 ページの県支出金の 6 万 6,000 円の増、8 ページの繰入金 6 万 6,000 円の増につきましては、歳出の地域支援事業費の増額に伴い、国、県、町のそれぞれの財源負担割合に応じて予算額を調整するものでございます。9 ページをご覧ください。繰入金は、前年度繰入金の確定により 7,926 万 1,000 円を増額するものでございます。10 ページをご覧ください。歳出の地域支援事業費は、高齢者相談支援センターで利用している保険請求に関わる、長野県国民健康保険団体連合会と情報連携を行うための、管理システム入れ替えに伴う使用料を 34 万 1,000 円増額するものでございます。11 ページの諸支出金は、令和 5 年度の介護給付費等の精算に伴い、過年度分として国、県、社会保険診療報酬基金に 4,908 万 5,000 円を返還するものでございます。12 ページの予備費は、3,009 万 8,000 円を増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため、自宅審査に付し最終日採決として議事を進行いたします。

日程第 21、議案第 19 号、令和 6 年度公園施設長寿命化対策工事（荒神山公園町民体育館）（建築）請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 19 号、令和 6 年度公園施設長寿命化対策工事（荒神山公園町民体育館）（建築）請負契約について、提案理由を申し上げます。当工事の請負契約につきましては、令和 6 年 8 月 1 日一般競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので、請負契約を締結するため、辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は、令和 6 年度公園施設長寿命化対策工事（荒神山公園町民体育館）（建築）。契約の方法は一般競争入札。契約金額は 5,643 万円。契約の相手方は、長野県上伊那郡辰野町大字赤羽 558 番地 3、株式会社岡谷組辰野営業所でございます。なお一般競争入札の応札者は 5 社でありました。以上、提案理由を申し上げます。工事内容につきましては、建設水道課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○建設水道課長

工事内容を申し上げます。荒神山公園町民体育館は昭和 50 年に使用開始され、現在まで約 50 年利用されている体育館となり、体育館入口の扉やロビーの天井、床、壁等の補修や改修が必要な箇所が多くなっております。また、アリーナ内部の壁、鉄扉についても改修が必要であることから、体育館の長寿命化対策工事を行うものです。主なものとして、2 階玄関出入口ドア 2 箇所取替工事、床タイル部分 37 平米の改修工事、2 階ホールロビー、天井 187 平米、壁 131 平米、床 154 平米、階段 67 平米の改修工事、アリーナ内部改修工事として、壁 524 平米の改修工事、鉄扉 8 箇所の取替工事、3 階廊下改修工事として天井 191 平米、壁 225 平米、床 145 平米の改修工事でございます。工事内容につきましては以上のとおりでございます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 19 号、令和 6 年度公園施設長寿命

化対策工事（荒神山公園町民体育館）（建築）請負契約についてを採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 19 号は原案のとおり可決されました。日程
第 22、議案第 20 号、長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題と
いたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 20 号、長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由を申
し上げます。国の制度改正に伴い、町が加入している長野県後期高齢者医療広域連合
が処理する事務を規定した規約の一部を変更するものであります。昨年 12 月にいわ
ゆるマイナンバー法等改正法の施行日が閣議決定され、現行の被保険者証の発行につ
いては、令和 6 年 12 月 2 日に終了されることになりました。現行の規約では、被保
険者証の発行等を含め、広域連合及び町が行う事務を列挙しておりますので、国の制
度改正に合わせて、これを高齢者の医療の確保に関する法律及び同法施行令に基づき
行うものとされた事務を処理するものと変更するものであります。以上、長野県後期
高齢者医療広域連合規約の変更につきまして、地方自治法第 291 条の 11 の規定によ
り議会の議決をお願いするものであります。以上、提案理由を申し上げました。ご審
議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 20 号、長野県後期高齢者医療広域連合
規約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決す
るにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 20 号は原案のとおり可決されました。日程
第 23、議案第 21 号、辰野町道路線の認定についてを議題といたします。提案者より

提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 21 号、辰野町道路線の認定について、提案理由を説明申し上げます。表をご覧ください。4 路線の認定をお願いするものです。1 枚おめくりいただき 1 ページ、整理番号 1 番、町道 1688 号線の位置図をご覧ください。場所は羽場のコミュニティセンター付近地積となります。民間事業者による 8 区画の宅地造成に伴い、新設される道路が町道認定基準どおりでありますので、その道路を新規に町道として認定するものでございます。2 ページをご覧ください。町道 1689 号線の位置図をご覧ください。場所は下辰野新屋敷地積となります。町による宅地造成に伴い新設される道路が、町道認定基準どおりでありますので、その道路を新規に町道として認定するものでございます。3 ページ町道 1690 号線、1691 号線の位置図をご覧ください。場所は同じく下辰野新屋敷地積で先ほどの北側となります。同じく町による宅地造成に伴い新設される道路が町道認定基準どおりでありますので、その道路を新規に町道として認定するものでございます。新屋敷地積につきましては、全体で 5 区画の予定となっております。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 21 号、辰野町道路線の認定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 21 号は原案のとおり可決されました。日程第 24、議案第 22 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第 22 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を

説明申し上げます。町の人権擁護委員は、人権擁護委員法の定めるところにより 6 名の方が法務大臣から委嘱されており、任期は 3 年となっております。今回提案申し上げますのは、令和 6 年 12 月 31 日に任期満了を迎える北條勝美氏の後任について、新たに小澤久美氏を新任として推薦したいと考えるものであります。小澤久美氏は長年学校の教諭を務められ、辰野南小学校教諭を最後に退職され、現在も新人の教諭の指導のほか、町内小学校の代替教諭として子どもたちの心身の健康を支えていただいております。学校や教育委員会をはじめ子どもや保護者からの信頼も厚く、地域も含め多方面から頼りにされる方であります。長年の経験を活かし、人権擁護委員として活躍いただくことが期待されますので、次期委員として推薦したいと考えております。今回、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるべく提案申し上げますので、ご審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第 22 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、意見を適任とすることにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 22 号は、人権擁護委員の推薦にあたり求められている意見を適任とすることに決しました。日程第 25、議案第 23 号、辰野町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第 23 号、辰野町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。本議案は、令和 6 年 9 月 30 日に任期満了を迎える辰野町教育委員会委員に垣内由佳氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。垣内由佳氏におかれましては、2 期 8 年の間、辰野町の教育行政の充実に尽力いただき、心から感謝を申し上げます。この間、辰野町立小・中学校のあり方について教育委員会

の場において協議を重ね、来年４月に控えた川島小学校の閉校、辰野西小学校との統合に尽力いただきました。現在は新たな辰野町立小・中学校あり方検討委員会で、今後の学校の適正規模、適正配置等について研究・検討を行っていただいておりますが、将来を展望した新たな学校のあり方を方向付ける重要な時期にあたり、この８年間で培ってきた経験を活かし、辰野町の教育の発展に力を尽くしていただくため、引き続き垣内氏を教育委員に任命したいと思いますので、ご審議の上、原案同意くださいますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 23 号、辰野町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号は原案のとおり同意することに決しました。日程第 28、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願います。報告第 1 号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和 5 年度財政指標等の報告について報告を求めます。

○まちづくり政策課長

報告第 1 号、令和 5 年度の財政健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により報告いたします。表に示した数値は暫定値であります。確定は 11 月となりますが、県の指導は終わっておりますので、おおむねこの数値となる見込みです。また修正が生じた場合には、再度報告させていただきます。まずはじめに実質赤字比率でございます。一般会計と普通会計でございますが、と言われる会計が対象で、辰野町では一般会計及び地域情報告知システム特別会計になりますが、赤字が発生した場合その額が標準財政規模に対してどのくらいの割合かを示したものでございます。当町の標準財政規模は左下にあるとおり 61 億 2,711

万 9,000 円でございます。標準財政規模とは地方自治体が標準的な行政運営時に、通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すものでございます。この実質赤字比率については黒字であるためハイフン表示で該当なしであります。続いて、次の欄の連結実質赤字比率でございます。こちらはすべての会計が対象となります。やはり赤字が発生した場合の標準財政規模に対する割合でございます。こちらでも黒字となっておりますので、同様の表示となっております。なお辰野病院と企業会計の場合、連結実質赤字比率、資金不足比率の算定は、不足額、赤字額の算定を貸借対照表の流動資産、流動負債、地方債の額などを考慮して算定するため、損益計算書の純粋な収益収支の差し引きによる算定とは異なりますので申し添えいたします。次の欄の実質公債費比率でございますが、地方自治体の標準財政規模に対して、一般会計等普通会計が負担する地方債における元利償還金及び公営企業債の償還に対する繰入金などの準元利償還金が、どの程度の割合となっているかを示した比率であります。これは3箇年の平均ですが6.7%となりまして、昨年度、令和4年度に比べ0.1%改善しております。減少要因につきましては、令和5年度単年度の数値7.1%と比べ比率の大きかった令和2年度単年度数値7.4%が、3年度平均の算出から外れたことが主な要因となっております。単年度数値においても、前年度単年度数値が7.0%であるため前年度比0.09%の増であり、ほぼ横ばいの比率で推移をしております。比率は、早期健全化基準内となりますので、今後も将来を見据えた起債の有効活用を図ってまいります。次の欄の将来負担比率でございますが、一般会計等普通会計が将来負担すべき地方債残高債務負担行為に基づく支出予定額及び企業会計等、他の会計の実質的な負債額の標準財政規模に対する割合でございます。この比率はハイフン表示で該当なしであります。令和2年度は12.6%、令和3年度は4.1%、令和4年度は該当なしハイフンでございました。近年減少傾向にある中でございましたが、昨年度、令和4年度より将来負担比率は該当なしとなっております。令和5年度の一般会計等における地方債の現在高は4億6,687万5,000円の減少、公営企業債の償還に対する繰入金見込み額は5億3,853万2,000円減少しており、昨年度、令和4年度と比較しても将来負担額は減少しております。なお、一般会計等における令和5年度の地方債発行額は2億7,600万円で、令和4年度の4億5,480万円に比べ1億7,880万円の減少となりました。令和6年度は西小学校体育館長寿命化事業や、庁舎エレベーター設置工事など大型事業の地方債発行を予定しているため、今後の起債の借り入れ状況や基金の残高状

況により、将来負担率は再び算出される可能性がございます。中段の表上の行は、この法律に規定されます早期健全化基準であります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、これらの基準は各市町村の標準財政規模により異なります。実質公債費比率、将来負担比率は、政令市を除き全市町村同じ数値です。この基準以上の場合には財政健全化計画を策定しなければなりません。下の行、財政再生基準はこの基準以上である場合、財政再生計画を定めなければならないとされている基準でございます。いずれの基準につきましても、辰野町は基準値を下回っておりますので、財政指標からは健全財政を維持していると言えます。続きまして、裏面の2ページをご覧ください。こちらは令和5年度公営企業会計における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして報告させていただきます。こちらでも暫定値であります。資金不足比率は資金不足額が出た場合、その額が事業規模に対してどのぐらいの割合かを示したものでございます。事業の規模とは簡単に言いますと営業収益でございます。一番左の欄及び次の欄ですが、辰野町の法適用企業会計は、上水道事業会計と下水道事業会計、町立辰野病院事業会計の3会計でございます。次の欄の資金不足額・剰余額については、剰余額これは流動資産から流動負債を引いた額が黒字でございましたので、上水道事業会計では4億7,569万5,000円、下水道事業会計では4億2,115万2,000円、町立辰野病院事業会計では8,835万3,000円となりました。右から2番目の欄、資金不足比率はハイフン表示で該当なしとなっております。以上が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和5年度決算等から算出した数値でございます。以上、令和5年度の財政指標等の報告とさせていただきます。

○議 長

ただいま報告がありましたが、報告事項でありますので特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第29、請願陳情等についてを議題といたします。請願陳情等については、あらかじめ文書表を配付してあります。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表 朗読)

○議 長

以上、陳情 4 件については、福祉教育常任委員会へ付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、文書表のとおり福祉教育常任委員会へ付託することに決しました。以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした

1 1. 散会の時期

9 月 2 日 午前 12 時 14 分 散会